平成２０年（フ）第１１９６号
岡山県倉敷市児島小川６丁目２番66号
破産者　有限会社長濱鉄工所
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２７号
岡山市北区岩井１丁目２番19号
破産者　佐々木哲也
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５５９号
岡山県真庭市勝山229番地
破産者　岡田　誠二
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０５０号
福岡市中央区那の津４丁目８番３号
破産者　協通配送株式会社
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９９号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草28番地３
破産者　村上研磨工業有限会社
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２８９号
千葉県東金市薄島28番地50
破産者　有限会社デライトウェイ
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０号
兵庫県淡路市生穂新島１番地２
破産者　株式会社ＦＥＳＳ
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２０年（フ）第１２３号
長崎県南島原市西有家町須川3207番地11
破産者　有限会社タマジュン
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５５号
大阪市浪速区桜川４―16―７―201、住民票上の住所大阪市浪速区桜川４丁目11番16号　アリタビル60Ｃ号
破産者　山本　隆志
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７５号
鹿児島県出水市明神町395番地
破産者　黒下　高司
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
長野県東御市常田518番地５
破産者　佐藤　勝茂
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２５１号
長野県東御市田中211番イ号地
破産者　射手　　健
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１７７号
山形県南陽市宮内2816番地の21
破産者　長嶋　敏子
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２６５３号
福岡市東区社領１丁目７番２―702号
破産者　小倉　聖司
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７４０号
仙台市若林区二軒茶屋７番21号　浅野アパート102
破産者　奥寺　秀朗
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
栃木県那須塩原市新朝日１番４号　あおばマンション501号、前住所栃木県那須塩原市南町10番６号
破産者　伊藤　和也
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１４７号
栃木県那須塩原市新朝日１番４号　あおばマンション501号、前住所栃木県那須塩原市南町10番６号
破産者　伊藤　町子
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第４１１号
埼玉県越谷市東町３丁目106番地12
破産者　山本　英樹
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５１５号
埼玉県春日部市大枝89番地武里団地６街区25棟101号
破産者　小杉　正三
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
新潟県見附市熱田町498番地
破産者　石塚　孝平
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係